シックハウスで健康被害

マンション販売会社に賠償責任

東京地裁判決

新築マンションの部屋でシックハウス症候群にかかったとして、購入した女性が販売者の「ダイア建設」（東京都新宿区、民事再生計画確定）を相手に購入費や慰謝料など約8800万円の賠償を求めた訴訟で、東京地裁（酒井良介裁判官）は1日、業者側に約3700万円の賠償責任があると認定した。原告側によると、シックハウスによる健康被害を認めた初めての判決。

【伊藤一郎】

原告は神奈川県平塚市のイラストレーター、岡谷貞子（おかやていこ）さん(48)。判決は、岡谷さんは入居前に症状がなかったことから「建材が原因でシックハウス症候群を発症し、化学物質過敏症に移行した」と因果関係を認めた。そのうえで、建設を請け負った別の会社が国の定めた基準に適合する建材を使用しなかったのに、ダイア建設側が岡谷さんにリスクを説明しなかった点について「あまりにもずさん」と賠償責任を認めた。さらに完成後、適切な措置を取らなかった点も不法行為と認定した。

ダイア建設は昨年12月、東京地裁に民事再生手続きの開始を申し立て、再生計画が確定した。このため、判決は支払い命令ではなく、約3700万円を再生債権として認めた。原告側によると、判決が確定した場合、支払い能力の範囲内で賠償額が決まるという。

判決などによると、岡谷さんは00年、横浜市鶴見区のマンションを購入して入居したが、直後から異臭を感じ、動体視力の低下や下痢に悩まされるようになった。02年6月に化学物質過敏症と診断され、その後、合成洗剤のにおいが耐えられなくなったり、せきが止まらない症状が出始めたため、同12月に平塚市に転居した。

NPO法人「シックハウスを考える会」（大阪府四條畷市）によると、同種の訴訟が全国で数十件起きているという。

シックハウス症候群　住宅の建材に含まれる揮発性有機化合物を吸うことで、せき、目の痛みのほか頭痛や倦怠（けんたい）感、呼吸困難などを発症する健康被害。合板、ビニールクロスなどに使われている化学物質のホルムアルデヒドや、塗装剤、溶剤などに使われるトルエンなどが原因とみられている。